

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第291号)

平成15年12月22日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年7月11日道戸土第55号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「公共下水道施設築造工事承認台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「自費工事受付台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (4) 「自費工事（取付管）に関する下水道施設管理引継関係図書（平成4年度）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分（公共下水道施設築造工事等完了検査済証（案）、公共下水道施設築造工事等完了届出書、公共下水道施設築造工事等着手届出書、公共下水道施設築造工事等承認書（案）、公共下水道施設築造工事等承認調書、公共下水道施設築造工事等承認申請書、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」、「公共下水道施設築造工事承認台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」、「自費工事受付台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」及び「自費工事（取付管）に関する下水道施設管理引継関係図書（平成4年度）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分（公共下水道施設築造工事等完了検査済証（案）、公共下水道施設築造工事等完了届出書、公共下水道施設築造工事等着手届出書、公共下水道施設築造工事等承認書（案）、公共下水道施設築造工事等承認調書、公共下水道施設築造工事等承認申請書、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書）」において非開示とした情報のうち、立会年月日及び承諾年月日については開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

また、横浜市戸塚区吉田町 番地の取付管接続受託下水道工事（平成4年）及び横浜市戸塚区吉田町 番地における取付管接続受託下水道工事（平成2年）に係る取付管接続受託下水道工事竣工報告書についても、対象行政文書として特定し、開示・非開示の判断をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成元年～平成5年、別紙に示した範囲で行なわれた工事に関する書類（担当業者と市の立合い職員が載っている書類）」及び「別紙図面の作成過程で判る書類 S54年前後」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年4月25日付及び同年5月16日付で行った「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」（以下「文書1」という。）、「公共下水道施設築造工事承認台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」（以下「文書2」という。）、「自費工事受付台帳（平成4年度戸塚土木事務所）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分」（以下「文書3」という。）及び「自費工事（取付管）に関する下水道施設管理引継関係図書（平成4年度）のうち、請求者が特定した範囲に係る部分（公共下水道施設築造工事等完了検査済証（案）、公共下水道施設築造工事等完了届出書、公共下水道施設築造工事等着手届出書、公共

下水道施設築造工事等承認書（案）、公共下水道施設築造工事等承認調書、公共下水道施設築造工事等承認申請書、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書）」（以下「文書4」という。文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

### 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するとしてその一部を非開示としたものであるが、実施機関が、本件請求に対して、本件申立文書を対象行政文書として特定した理由は、次のように要約される。

#### (1) 「工事に関する文書」について

開示請求書にあるとおり、平成元年～平成5年の当該範囲での工事について、土木事務所を含めた関係部署にて調査した。既に保存期限を経過し廃棄済みの書類もあったが、占用企業者や当時の在籍職員に確認するなどして調査した結果、該当する工事について1件しか確認できなかったため、その工事に関する書類（公共下水道施設築造工事承認台帳 外2件）を対象行政文書として特定した。

#### (2) 「境界調査図の作成過程で判る書類」について

この境界調査図を作成したときの決裁文書である「道水路境界査定について（伺）」を特定した。請求範囲外に係る部分は開示していない。

なお、異議申立書にある下水の施工の図面とは、昭和52年に行われた下水道整備工事に関する書類と思われるが、これについては境界調査図の作成過程とは別の書類であり、開示請求の対象文書にあたらなないと思われる。

### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

#### (1) 本件処分については、請求の趣旨と異なる文書が開示されているので、本件処分の取消し決定を求める。

#### (2) 査定について

ア 査定図の原本の写しが開示されていない。部分表示でしかない。

イ 道水路のうち下水の施工の図面が開示されていない（ ）。

ウ 道水路境界査定について（伺）は、我が家の申請場所でなく、他の申請場所のものである。承諾書は他の申請場所のものである。肝心の我が土地に関するものが

開示されていない。私達が請求した査定開示にはとても当てはまらない。何のための開示だったのか。延期(2週間)までされて、作成した書類とは思えない。

### (3) 工事関係について

ア 番地に関する工事関係書類を求めている。この期間にマンホール、縁石、電柱の移動等の工事が行われていたはずで、公道に面している工事なのに戸塚土木に文書が無いとは考えられない。

イ 開示された部分の担当者印の樋川氏は、我が家の最初の担当者であった。後に担当者が厨川係長に代わり、数年間係わったが、今回の書類の事は1度も出てきたことがない。

ウ 樋川氏は平成4年の工事のことを良く知っていて、夜中に杭を入れられたら解らないと答えている。道路についての説明の中で我が家ともう一軒が被害を被る事を聞いて納得し、申し訳なく思っていると言っている。

エ 戸塚土木事務所が、担当者と係長が、今まで数年間知らずにいた書類が、今回の5月の異動で来た新しい係長が見つかるまで出てこないとは、あり得ない事である。

オ 1130番地の公道分岐点の一番大事な所の工事関係書類が無い及び担当者が解らないとは、とても考えられない。

カ 工事は自費であったにせよ、必ずこれを戸塚土木が認めているのであれば、この書類が出てこないはずがないと思う。

キ 厨川係長が期間延長の理由として、民間のガス、電気、水道の工事に関しても調査し、また退職した職員にも呼出しをかけ聞いて確認すると言って、期間を2週間も延長していたが、これについても書類は提出されず、口頭のみ返事しかなかった。古い職員のごことは一言も触れていない。単なる時間稼ぎとしか考えられない。

(4) 本件境界査定において、誰が立ち会ったのかを明らかにしてほしい。

## 5 審査会の判断

### (1) 文書1について

道水路境界査定(昭和54年当時の名称。現在は「道水路境界調査」という。)は、横浜市が管理している道路、河川、水路等とこれらに隣接する土地との境界を明らかにするために実施するものである。

横浜市においては、境界を確定したい者からの申請により、実施機関が申請者に代わって関係土地所有者に立会を求め、境界について当該関係土地所有者との協議が成立した場合には、承諾書に署名・押印をもらい、その後現地に境界標を設置し、

境界査定図を作成していることが認められる。

文書 1 は、昭和54年に、土地所有者及び横浜市下水道局長からなされた道水路境界調査（指示）申請に基づいて行われた境界査定（以下「本件境界査定」という。）に係る起案文書のうち、請求者が特定した範囲に係る部分であり、起案表紙、起案本文、承諾書、境界査定について（依頼）、案内図、地権者名簿、周辺図、道路敷境界指示図・査定図及び公図写で構成されている。

(2) 文書 2、文書 3 及び文書 4 について

横浜市において公共下水道管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行う場合には、工事施工者は、当該工事に係る申請書類を実施機関に提出し、承認を得ることとされており、実施機関は、工事施工者からの申請を受け、台帳の作成、承認書の交付、工事着手届及び完了届の受理、現場の検査、検査済証の交付等の事務を行っている。

文書 2、文書 3 及び文書 4 は、このような公共下水道工事に係る一連の手続きの過程において、平成 4 年度に実施機関が作成し、又は工事施工者から取得した文書のうち、請求者が特定した範囲に係る部分である。

このうち、文書 2 は、工事の申請から検査済証の交付に至るまでの一連の経過を記録した公共下水道施設築造工事承認台帳であり、文書 3 は、実施機関が工事施工者から工事の申請を受けた際に、当該申請内容を記録した自費工事受付台帳である。また、文書 4 は、公共下水道施設築造工事等承認申請書、公共下水道施設築造工事等承認調書、公共下水道施設築造工事等承認書（案）、公共下水道施設築造工事等着手届出書、公共下水道施設築造工事等完了届出書、公共下水道施設築造工事等完了検査済証（案）、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書等で構成されており、実施機関が、公共下水道施設管理引継関係図書として保管しているものであることが認められる。

(3) 対象行政文書の特定について

ア 文書 1 の特定について

本件請求において、申立人は、開示請求書に「別紙図面の作成過程で判る書類 S54年前後」と記載し、当該請求書に別紙として添付した境界査定図（以下「別紙査定図」という。）において、請求の対象範囲を指定していることが認められる。

これに対し、実施機関は、昭和54年に行われた道水路境界査定に係る起案文書を特定し、さらにそのうち、申立人が別紙査定図において指定した範囲に関する情報

のみを対象としたうえで、一部開示決定をしていることが認められる。

申立人は、文書1のうち、「査定図が部分表示でしかなく、原本の写しが開示されていない」と主張しているが、実施機関が、当該境界査定図において請求の対象外とした部分は、申立人が別紙査定図で指定した請求範囲以外の部分であり、申立人が指定した範囲に関する情報については全て対象としたうえで一部開示していることが認められるから、このような申立人の主張には理由がない。

また、申立人は、「道水路のうち下水の施工の図面が開示されていない」と主張している。

本件境界査定は、土地所有者からの道水路境界調査（指示）申請に加え、横浜市が公共下水道整備工事を行うにあたり、道路と私有地との境界を確定する必要があることから、当該工事を所管する下水道局長の依頼を受けて行われたものである。このことから、申立人が主張する「下水の施工の図面」とは、当該公共下水道整備工事に関する図面であると推察されるが、実施機関が主張するように、当該図面は境界査定図の作成過程を示す文書には当たらないと解するのが相当であるから、「下水の施工の図面が開示されていない」とする申立人の主張には理由がない。

#### イ 文書2、文書3及び文書4の特定について

本件請求において、申立人は、開示請求書に「平成元年～平成5年、別紙に示した範囲で行なわれた工事に関する書類（担当業者と市の立合い職員が載っている書類）」と記載し、当該請求書に添付した別紙査定図において、請求の対象範囲を指定していることが認められる。

当該請求に対し、実施機関は、文書2、文書3及び文書4を対象行政文書として特定し、一部開示決定をしているが、申立人は、平成元年から平成5年までの間に、番地でマンホール、縁石、電柱の移動等の工事が行われていたはずで、公道に面している工事なのに戸塚土木事務所に文書がないとは考えられないとし、文書2、文書3及び文書4のほかに、申立人が求める別の工事に関する文書が存在するはずであると主張している。

この点について、実施機関は、平成元年から平成5年までの間に、申立人が別紙査定図で指定した範囲において行われた工事について、土木事務所を含めた関係部署、占用企業者及び当時の在籍職員に確認するなどして調査した結果、該当する工事について1件しか確認できなかったため、その工事に関する書類（文書2、文書3及び文書4）を対象行政文書として特定したと主張している。

そこで、当審査会では、申立人が主張する工事の実施の有無及び当該工事に係る文書の有無について調査するため、土地使用承諾書索引簿（昭和64年1月から平成5年12月まで）、開発・宅造・自費工事受付箇所図（昭和64年1月から平成5年12月まで）、工事履歴台帳（平成5年1月から平成5年12月まで）、工事履歴台帳（道路整備・パッチング）（平成5年1月から平成5年12月まで）、公共下水道施設築造工事承認台帳（昭和64年1月から平成5年12月まで）、下水・自費工事受付台帳（昭和64年1月から平成5年12月まで）、工事台帳（昭和64年1月から平成5年12月まで）及び管理引継図書索引図（昭和64年1月から平成5年12月まで）についての見分を行った。

その結果、平成元年から平成5年までの間に、申立人が別紙査定図で指定した範囲で、次の(ア)～(ウ)の工事が行われていることが認められた。

- (ア) 横浜市戸塚区吉田町 番地における公共下水道施設築造工事（平成4年）
- (イ) 横浜市戸塚区吉田町 番地の取付管接続受託下水道工事（平成4年）
- (ウ) 横浜市戸塚区吉田町 番地における取付管接続受託下水道工事（平成2年）

このうち、(ア)に関する文書については、実施機関は文書2、文書3及び文書4を対象行政文書として特定し、一部開示していることが認められる。

一方、(イ)及び(ウ)の工事（以下「本件取付管工事」という。）に関する文書についてであるが、当審査会が平成15年11月7日に実施機関に対して行った事情聴取によれば、マイクロフィルムにより保管されている取付管接続受託下水道工事竣功報告書（以下「本件竣功報告書」という。）が存在することが認められた。

したがって、実施機関は、本件取付管工事に関する本件竣功報告書についても、本件請求に係る対象行政文書として特定したうえで、開示・非開示の判断をすべきである。

#### (4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1に記録されている個人の氏名、印影、住所、土地の所在（町字・地番）、立会年月日及び承諾年月日等について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 文書1のうち、起案表紙に記録されている本件境界査定の申請者である個人の氏名は、個人に関する情報であって、申請者である特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

次に、起案表紙及び関係土地所有者から提出された承諾書に記録されている承諾者（立会人）である個人の氏名、印影及び住所については、個人に関する情報であって、承諾者である特定の個人を識別することができるものであることから、また、当該個人が所有する土地の所在（町字・地番）については、登記簿等で閲覧可能な情報と照合することにより、承諾者である特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、起案表紙及び承諾書に記録されている立会年月日及び承諾年月日については、これを開示しても、特定の個人が識別されないことから、本号本文に該当しない。

境界査定について（依頼）に添付された地権者名簿に記録されている査定場所の町名及び地番並びに当該土地所有者である個人の住所及び氏名、周辺図に記録されている特定の個人に関するメモ書き並びに公図写しに記録されている個人の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

なお、上記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

#### (5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書4に記録されている法人の代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書4に記録されている法人の代表者印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該法人の財産の保護に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、本件申立文書に記録されている立会年月日及び承諾年月日については開示すべきであるが、その余の部分を条

例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

また、実施機関は、本件成功報告書についても、本件請求に係る対象行政文書として特定し、開示・非開示の判断をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月11日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成14年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月5日 (第19回第一部会)	・審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・審議
平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・異議申立人の意見陳述
平成15年11月7日 (第23回第一部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成15年11月21日 (第24回第一部会)	・審議
平成15年12月5日 (第25回第一部会)	・審議